

生物多様性地域戦略について

平成22年9月22日

国は、平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を策定後、平成20年6月に施行した生物多様性基本法において、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対し生物多様性地域戦略（生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画）の策定に務めるよう規定した。

その後、生物多様性国家戦略の見直しを行い、今年3月に閣議決定するとともに、各地方公共団体に対し生物多様性地域戦略策定を促進する説明会を開催しているところである。

また、今年10月18日から29日にかけて、日本を議長国とする「生物多様性条約第10回締結国会議」（COP10＊コップテン）が愛知県名古屋市で開催される予定である。

こうした中で、本区においては、現在策定中である第2次環境基本計画の中で区内の生物多様性の現状と課題を整理し、基本方針と施策の方向性を定めているところである。

この基本計画に基づき個別計画として「生物多様性かつしか戦略（仮称）」（以下、「かつしか戦略」という。）を策定するとともに、区内の様々な生態系や自然環境の実態を的確に把握し、かつしか戦略に基づく早期の本格的な関連事業の展開に最大限に活かしていくため、自然環境調査を実施する。

1 「かつしか戦略」の概要

本区の地域特性やこれまでの自然環境保全の取り組みを踏まえ、本区の豊かな水辺環境が育む生態系、フジバカマやカンタン等の希少種の保全、再生及び創出と持続可能な利用に取り組んでいく。

(1) 骨子（案）

(ア) 生物多様性と地域戦略の意義

- ① 葛飾区の生物多様性の現状・課題
- ② かつしか戦略策定にあたっての背景・位置づけ

(イ) かつしか戦略の理念・目標

生物多様性の保全・再生・創出及び持続可能な利用に関する理念・目標

対象区域：区内全域

目標期間：平成23年度から平成32年度までの10年間

(ウ) 基本方針及び施策の方向性

生物多様性の保全・再生・創出及び持続可能な利用に関する基本方針・
施策の方向性

(エ) 生物多様性に関する施策

- ① 生物多様性の保全・再生・創出

- ② 野生生物の保護・管理、外来生物の管理・防除
- ③ 生物多様性の価値の持続可能な利用に関する取り組み
- ④ 生物多様性の普及啓発・環境学習の推進
- ⑤ 生物多様性の実態調査・把握

(オ) かつしか戦略の推進に向けて

- ① 推進体制
- ② 進行管理、評価及び見直し

(2) 策定時期

平成24年3月

(3) 検討組織等

平成22年度については、庁内にて検討する。

2 自然環境調査の実施

区内全域の自然環境調査については、昭和63年に実施して以来22年間が経過し、この間区内の自然環境については、特定外来生物やハクビシン等の出現、在来種の減少、地球温暖化に伴う動植物の生息域の拡大等が見られるようになるなど大きく変化している。このため、かつしか戦略を策定するにあたり、区内の動植物の状況を的確に把握するため実施するもの。

(1) 調査の種類

- ① 水辺環境調査
魚類、植物、鳥類、水生昆虫、両生類、底生生物、底質、周辺環境
- ② 陸上環境調査
鳥類、哺乳類、爬虫類、昆虫類、クモ類、植物、周辺環境
- ③ 河川等水質調査・分析
区内における河川、水路、池等の水質を調査し分析する。

(2) 調査期間

契約締結日の翌日から平成24年3月31日まで

(3) 主な調査場所

- ① 自然保護区域2か所
- ② 自然再生区域4か所
- ③ カンタンの里のある区立公園5か所
- ④ 河川(敷)・水路・池16か所
- ⑤ 都立公園1か所
- ⑥ その他

③以外の区立公園他4か所のほか、上記調査場所以外において、特定外来生物のアライグマやカミツキガメ、近年区民からの目撃情報の増加している野生動物の生息調査(区内30か所程度)や、保存樹木及び保

存樹林、緑道系の道路等における調査を実施する。

(4) その他

- ① 区の「自然・環境レポーター事業」の調査員（レポーター）と連携し、区内に生息する身近な自然の動植物の状況や生活環境について調査した結果を、今回の自然環境調査に集約する。
- ② 本件調査は東京都の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して行う。